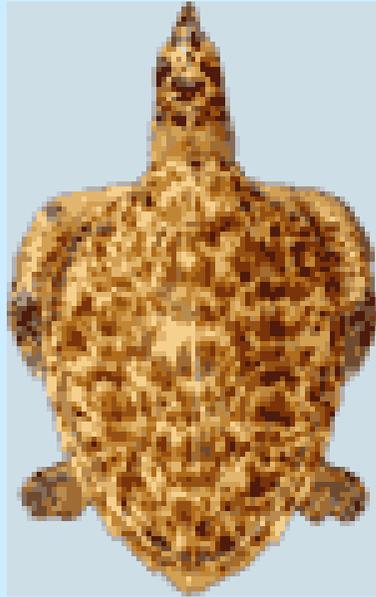




**「全形を保持している象牙」及び
その加工品の解釈について(案)**

環境省自然環境局野生生物課

原材料器官等



ウミガメの皮、甲（全形を保持したもの）



生牙（全形を保持したもの）



彫牙（全形を保持したもの）

象牙の国内流通管理

正当な権原に基づく占有者

全形を保持している象牙



磨牙
彫牙

生牙

登録

製造業者

半加工の牙



カットピース



端材

経済産業省・環境省
への特定国際種事
業の届出

卸売・小売り業者



製品の認定
(標章(シール)を交付)

「全形を保持している象牙」及び その加工品の解釈(案)

「全形を保持している象牙」及びその加工品について、その考え方をより明確にするため、以下の案の通り解釈を具体化するものとします。

(案)

1. **ゆるやかに弧を描き、根元から先端にかけて先細るといった一般的に象牙の形と認識できるものを、全形が保持されている象牙として扱う。具体的には以下の通り。**
 - (1) 管理票の記載その他の情報により、分割されたこと(形状を整えるための軽微なものは除く。以下、同じ。)が確認できないものは、以下の通り扱う。
 - 先端部を含み、歯髄腔が確認できる象牙は、全て全形を保持している象牙として扱う。
 - 先端部を含み、歯髄腔は確認できないものの、長さが20cm以上の象牙は、全形を保持している象牙として扱う。
 - 先端部を含むものの、歯髄腔が確認できず、長さが20cm未満の象牙は、全形を保持している象牙ではないものとして扱う。

(2) 管理票の記載その他の情報により、分割されたことが確認できるものは、全形を保持している象牙ではないものとして扱う。

(3) 象牙の一部が欠けている場合であっても、一般的な象牙の形を認識することができる程度であれば、全形を保持しているものとして扱う。

2. 全形を保持している象牙に加工を施したもの(例:磨牙、彫牙)は、その彫りの程度や、追加の部品の有無等の加工の程度に関わらず、一般的な象牙の形又は象牙の形を含むと認識することができる場合は、全形を保持している象牙の加工品として扱う。